蕨市ふれあい交流宿泊費助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、群馬県片品村、栃木県大田原市及び山梨県笛吹市（以下「指定助成都市」という）の歴史及び文化並びに豊かな自然と触れ合い、市民の健康の増進及び余暇活動の充実を図るために交付する、蕨市ふれあい交流宿泊費助成金（以下「助成金」という。）について、蕨市補助金等交付規則（平成４年蕨市規則第３４号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　助成金を受けることができる者は、次条に規定する宿泊をした時点において、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とする。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

（対象となる宿泊）

第３条　助成金の対象となる宿泊は、「指定助成都市」に立地する旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第２条第２項、第３項及び第４項に規定する施設での宿泊（宿泊費の支払いを伴うものに限る。）であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 政治活動、宗教活動、仕事上の出張等に伴う宿泊

(2) 蕨市青少年野外活動奨励費支給要綱（平成１１年蕨市教育委員会要綱第６号）第７条に規定する支給を受けた宿泊

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める宿泊

（助成金の額）

第４条　助成金の額は、宿泊費の２分の１以内の額とし、１人１泊につき１，５００円を限度とするものとする。ただし、１人につき１年度内２泊を限度とする。

（助成金の交付申請）

第５条　助成金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、施設に宿泊した日から１月以内に、蕨市ふれあい交流宿泊費助成金交付申請書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書その他の宿泊費を支払ったことを確認できる書類の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（助成金の交付決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、蕨市ふれあい交流宿泊費助成金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知し、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第７条　市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けようとする者に対し、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付された助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

　（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年９月１日から施行し、改正後の蕨市ふれあい交流宿泊費助成金交付要綱の規定は、同日以後の宿泊に係る蕨市ふれあい交流宿泊費助成金から適用する。